

四街道市第10回農業委員会議事録

令和7年1月10日(金)

第10回農業委員会総会会議次第

日時： 令和7年 1月10日
午後 2時

場所： 福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

12番 中 村 礼 奈 委員

14番 橋 本 豊 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第3号 令和6年度第9次農用地利用集積計画（案）の決定について

協議報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

協議報告第3号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第4号 農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用届出について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（12名）議席順

1 番 梅 澤 久 史	3 番 佐 藤 由美子
5 番 林 田 静 治	6 番 井 岡 信 夫
7 番 小金井 貞 夫	8 番 細 野 裕 樹
9 番 勝 山 高 治	10 番 石 川 博 行
11 番 佐 藤 慎 一	12 番 中 村 礼 奈
14 番 橋 本 豊	15 番 三 石 浩

欠席委員（2名）

2 番 江 原 清	13 番 溝 口 貴 久
-----------	--------------

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	井上 隆博
局長補佐	菅原 英明
主任主事	酒井 哲也
主事	遅澤 瑞希

令和6年度第10回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和7年1月10日（金）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

○事務局 本日は江原会長が欠席ですので、会議規則第29条の規定により小金井職務代理に議長をお願いいたします。

○議 長（小金井職務代理）

令和6年度第10回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議 長（小金井職務代理）

本日の出席委員は12名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議は成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は12番中村委員、14番橋本委員をお願いいたします。

本日は、傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長 はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について、整理番号1項についてご説明いたします。

譲受人は和良比に居住しており、畑1,042平方メートルの母親の持分2分の1の権利を息子に所有権移転するという申請です。

譲受人は、農作業歴40年で、トラクターを所有しています。今回の申請地では、野菜等を耕作するということです。

位置につきましては、11ページ及び12ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、去る1月7日に第1班による事前調査会が

行われております。

班長の三石委員に説明をお願いします。

○三石委員 15番三石です。1月7日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画等は妥当であるため、第1班としては許可相当と判断をいたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○議長 続いて、地区担当の石川委員に説明をお願いします。

○石川委員 10番石川です。内容につきましては、事務局及び班長の説明のとおりです。住宅地の中にある申請地は、周囲に麦を植えることにより土砂の飛散を防止しております。周辺への被害防除もされるという事で、問題はないと思います。

補足をする、譲受人である息子は長男で、譲渡人の母親と同じ敷地内に家を建てて居住しており、畑は自宅から300メートルほど、5分くらいの場所にあります。

農作業歴40年で、現在は冬野菜等を栽培しています。今回の申請地では、主に里芋等の野菜等を耕作するということです。

○議長 議案第1号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号1項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 2ページをお開きください。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について、整理番号1項についてご説明いたします。

申請地は、鹿放ヶ丘の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する

区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請人は、中古自動車の輸出業を営んでいます。業務の拡大に伴い現在の近接地等の中古自動車置場が手狭になり、新たに中古自動車置場が必要となりました。

申請地は、利便性が高い土地であること等から選定しました。

3,967平方メートルの畑に中古自動車置場を整備するものです。

申請地は碎石敷きします。周囲には鉄筋コンクリート基礎＋2メートルの角波板塀を設置し、土砂の流出等を防ぎます。

用水は使用せず、雨水は事業地内で自然浸透させます。

資金につきましては、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては13ページ及び14ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議 長** 議案第2号整理番号1項につきまして、去る1月7日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の三石委員に説明をお願いします。

○**三石委員** 15番三石です。1月7日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画等は妥当であるため、第1班としては許可相当と判断いたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○**議 長** 続いて、地区担当の佐藤慎一委員に説明をお願いします。

○**佐藤慎一委員** 11番佐藤です。内容につきましては、事務局及び班長からの説明のとおりです。事業計画、土地利用計画が妥当であり、周辺農地に対する被害防除に努めており、騒音も出ないよう配慮するとのことでした。畑地かんがい組合長の同意も得ており、許可相当であると考えます。

○**議 長** 議案第2号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議 長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号1項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号整理番号2項を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局 続きまして、整理番号2項についてご説明いたします。

申請地は、内黒田の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請人は、申請地奥で営業を行っておりますが、幅員が2.7メートルと狭く車両の進入に不便を感じていました。

78平方メートルの畑の取得により6メートルの進入路を確保します。

申請地はアスファルト舗装及び舗装止めを設置し、土砂の流出等を防ぎます。

資金につきましては、全額自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては15ページ及び16ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第2号整理番号2項につきまして、去る1月7日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の三石委員に説明をお願いします。

○三石委員 15番三石です。1月7日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画等は妥当であるため、第1班としては許可相当と判断をいたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○議 長 続いて、地区担当である江原会長に代わって、事務局から説明をお願いします。

○事務局 今回の申請で拡幅しようとしている道路は、奥で営業しているモーターへの進入路を拡幅するものです。

当該道路の一部については、令和元年に申請が出され、当時において農地転用の許可がおりますが、現在まで工事は行われておりませんでした。今回は、道路の奥側の部分について、許可申請が提出されたものです。事業計画、土地利用計画は妥当であり、周辺農地に対する被害防除に努めているものと考えます。

○議 長 議案第2号整理番号2項につきまして、事務局及び班長から説明がありました。

質問等がございますか。

○議 長 橋本委員。

○橋本委員 14番橋本です。令和元年に申請が出され、当時すでに農地転用許可が下りていたとのことですが、当時はなぜ工事が行われなかったのですか。

○事務局 道路の手前部分と奥側部分とでそれぞれ所有者が違い、令和元年当時において、道路手前側の土地は、所有者から同意が得られたため申請をすることができましたが、道路の奥側の部分の土地については所有者からの同意を得ることができず、工事を行うことができませんでした。

今回、改めて、道路奥側の所有者から同意を得ることができたとのことで、申請が出されたもので、許可がおりた場合、道路拡張工事を行うことができるようになるものです。

○議 長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号2項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号整理番号3項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 続きまして、整理番号3項についてご説明いたします。

申請地は、栗山の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請人は、現在市内でマンションに居住しておりますが、四街道に住み続けるため専用住宅の建築を計画していました。

363平方メートルの畑に建築面積107.65平方メートルの平屋住宅を建築します。

隣接農地には、コンクリートブロック積みを設置し、土砂の流出等を防ぎます。

資金につきましては、全額借入金で賄うこととし、金融機関の住宅ローン事前審査書により

確認しております。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては15ページ及び17ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議 長** 議案第2号整理番号3項につきまして、去る1月7日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の三石委員に説明をお願いします。

○**三石委員** 15番三石です。1月7日に事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。事業計画等は妥当であるため、第1班としては許可相当と判断をいたしました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いします。

○**議 長** 続いて、地区担当の井岡委員に説明をお願いします。

○**井岡委員** 6番井岡です。事務局および班長から説明のとおりで、特段問題はないと思います。

○**議 長** 議案第2号整理番号3項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議 長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号3項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議 長** 全員賛成ですので、議案第2号整理番号3項につきましては、可決いたします。

○**議 長** 次に、議案第3号「令和6年度第9次農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 3ページをお開きください。

議案第3号 令和6年度第9次農用地利用集積計画(案)の決定について、四街道市長より、

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定を求められたものです。

4ページになります。第9次農用地利用集積計画（案）です。今回は、更新2件となります。また、借受者は、1人です。

番号1につきましては、大日の畑7筆で更新、利用権は使用貸借権、終期は令和8年1月31日となります。

番号2につきましては、大日の畑3筆で更新、利用権は使用貸借権、終期は令和8年1月31日となります。

5ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

○議 長 議案第3号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、協議報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 6ページをお開きください。

協議報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告いたします。

整理番号1項から7ページ2項までの2件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転により、専用住宅等に転用する届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 次に、協議報告第2号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」

を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 8ページをお開きください。

協議報告第2号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より農地の転用事実に関する照会があり、調査の結果を回答したのでご報告いたします。

整理番号1項につきましては、平成6年2月18日に農地法第5条許可済により、非農地と回答いたしました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第3号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 9ページをお開きください。

協議報告第3号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の駐車場につきましては、12月4日に農業委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

整理番号2項の専用住宅につきましては、12月10日に農業委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

整理番号3項の貸資材置場につきましては、12月10日に農業委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第4号「農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用届出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 10ページをお開きください。

協議報告第4号 農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用届出について、転用届出書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項につきましては、大日の畑に57.20平方メートルの農業用倉庫を造る届出になります。期間は1月15日から1月31日となります。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第1号から第4号について、事務局から説明がありました。
質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第4号は、終了いたします。

○議 長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

4. その他

○議 長 次に、その他に入ります。
委員から何かございますか。

(発言なし)

○議 長 事務局から何かありますか。

(発言なし)

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

2月の開催予定については、事前調査会が令和7年2月3日の月曜日、午前9時から第2班の委員にお願いいたします。場所は市役所新庁舎4階会議室で行います。

また、総会は2月10日月曜日、午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。

農地相談日は2月3日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉会します。

終了 午後2時36分

令和7年1月10日

農業委員会長職務代理

議事録署名委員

12番

14番